



消費者ローン ご契約のしおり

本書はお客様が消費者ローンをご利用いただいている間、ご注意していただきたい事項等をご案内致しております。

ローン契約が終了するまで、保管をお願い致します。

ご不明な点につきましては、取扱担当者宛ご確認ください。

第1.0版

作成日 2021年2月1日



ココロがある。コタエがある。
西日本シティ銀行

ご契約にあたって ご一読いただきたいポイントについて

1 ご契約内容について

お客様はローン契約書により銀行と金銭消費貸借契約を、保証委託契約書により保証会社と保証委託契約をご契約いただいております。

◆金銭消費貸借契約の内容についてはローン規定・お借入内容、保証委託契約の内容についてはローン保証委託約款に詳細を掲載しております。

※「ローン規定」「ローン保証委託約款」は最新版を当行ホームページに掲載しています。

https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan

◆ご契約いただいております保証会社については、お取引店にてご確認ください。

◆万一、お客様が銀行に対してお借入れのご返済ができなくなった場合等には、保証会社が銀行に対しお客様のお借入れを支払うとともに、保証会社がお客様に対してご返済の請求を行います。

2 ご返済について

毎月のご返済日、ご返済金額は銀行からお送りする返済予定明細表でご確認ください。(返済日が休日の場合翌営業日となります。)

◆返済予定明細表は半年または1年分ずつお送り致します。(ご利用の商品により異なります。)返済予定明細表を紛失された場合はお取引店の窓口で再発行手続きが可能です。(この場合銀行所定の手数料が別途必要となります。)

【毎月のご返済について】

◆原則として初回ご返済日は、お借入日の翌日から1ヶ月以内の約定日となります。

(例) お借入日が5日でご返済日が25日の場合、お借入当月の25日が初回返済日となります。

お借入日が20日でご返済日が10日の場合、お借入翌月の10日が初回返済日となります。

◆ご返済日に引き落としができるよう、ご返済用普通預金口座の残高にご注意のうえ前日までにご入金ください。ご返済日に引き落としができずと、返済金に加えて延滞損害金をいただくこととなります。

◆ご返済が遅れますとお借入金の残高を一括してご返済していただく場合もありますので、ご注意ください。

【半年毎の増額返済(ボーナス返済)をご契約された場合について】

◆ご返済額は毎月のご返済額と半年毎の増額返済額の合計となりますので返済予定明細表でご確認ください。

【ご返済額の見直しについて】

◆変動金利の商品をご契約いただいた場合、お借入利率の変更に伴い毎回の返済額が変更となります。変更後の返済額は新しいお借入利率、残存元金、残存のご返済期間等にもとづいて算出されます。

【期限の利益について】

◆期限が到来しないことによって当事者が受ける利益のことをいい、ローン契約の場合、お客様は「契約で定められた最終返済期限までは、約定どおり返済していれば、お借入金全額の返済を求められることはない」という利益のことをいいます。

◆もし、お客様が、ローン規定(期限前の全額返済義務)の条項第1項に定められている事項のいずれかに該当した場合には、当然にお客様はこの「期限の利益」を失い、直ちにこのローン契約による債務全額を返済しなければなりません。またローン規定(期限前の全額返済義務)の条項第2項に定められている事項のいずれかに該当した場合には、銀行の請求によりお客様はこの「期限の利益」を失い、直ちにこのローン契約による債務全額を返済しなければなりません。

ローンご契約のしおり

【サービスについて】

◆当行ではローンの事務手続きの一部について、サービスである九州債権回収株式会社に業務委託しています。このため、ご入金遅延に関するお電話や文書での案内に際して九州債権回収株式会社よりご連絡を差上げることがございますのであらかじめご了承ください。

※サービスとは

サービスとは、債権の回収（代行）専門業者をいいます。従来は弁護士だけに当該業務が認められていましたが、1999年に施行された「債権回収業に関する特別措置法（通称、サービス法）」で、認可方式で債権回収のノウハウに長けた民間業者にも認められるようになりました。

3 一部繰上返済・全額繰上返済について

余裕金が生じたときなどには、ご返済の途中でお借入金の全部または一部を繰り上げてご返済することができます。

◆一部を繰り上げてご返済する場合、毎回の返済額は変えずに返済期間を短縮する方法と、返済期間は変えずに毎回の返済額を軽減する方法がございます。

◎お手続きの内容によっては利息の清算が必要な場合がございます。

◎お手続きをご希望される場合は、お取引店の窓口までお申し付けください。

必要書類のご案内をさせていただきます。



ご注目!!

4 当行にお届けいただく事項について

ご印鑑、氏名、ご住所、お電話番号など銀行に届出された事項に変更があった場合は、窓口までお届けください。

※ご本人確認資料が必要です。

※その他届出の際の必要書類につきましては、窓口までお問合せください。

※ご住所の変更については窓口のほかにNCBダイレクト（インターネットバンキング）、NCB ナイスコール（ナビダイヤル 0570-075-117 ※通話料有料）でも変更いただけます。ただし、当座預金、ご融資（ローン、カードローンを除く）、マル優、マル特、財形（年金・住宅）、投資信託をご利用いただいている等のお取扱いはできません。

※転居等で住所が変わられた場合、住所変更届をご提出いただきませんと銀行からの郵便物が届きません。この場合返済予定明細表が届かなくなったり、お借入金の残高を一括してご返済いただく場合がございますのでご注意ください。

◆ご本人が亡くなられたときは、ご遺族（ご家族）の方がお取引店の窓口までご連絡をお願いします。今後のお手続きについてご相談させていただきます。

5 ご返済条件の変更について

ご返済期間中に、お客様のご都合により当初のご返済条件の変更を希望される場合は、お取引店の窓口までご相談ください。

※返済方法の変更の種類

- ◆返済日の変更
- ◆増額返済（ボーナス返済）月の変更
- ◆増額返済（ボーナス返済）をなくし毎月返済のみへ変更
- ◆ご返済用預金口座の変更

6 ご返済終了時のお取扱いについて

- ◆ご返済期間が終了した場合、特段の手続きは必要ございません。
- ◆ご返済終了後「ご返済が終了したご連絡」を郵送いたします。
- ◆当初ご契約いただいた際の契約書類についてはご返済終了後5年間保管し銀行が責任をもって処分させていただきます。
(契約書類の返却をご希望されるお客様はお取引店の窓口までご連絡下さい。)

ローンのご返済にお困りの皆様の相談窓口



0120-014-862

【受付時間】 平日 9：00～17：00（ただし銀行休業日を除く）

(2021年2月)

